

貝塚市公告第99号

国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2の規定に基づき、納付義務者の住所及び居所が明らかでないため令和8年度国民健康保険料納入通知書を、ここに公示送達する。

貝塚市長 牛尾 治朗

公示送達書

令和8年9月16日

下記の書類は、当市役所健康福祉部保険年金課に保管してありますので届出のうえ受領してください。

送達を受けるべき者	住 所	氏 名
	水間	矢田 優
	麻生中	小川 登志
	三ツ松	大串 正威
	北町	髭野 幸子
	畠中2丁目	玉川 裕美子
	海塚1丁目	泉谷 孝洋
	三ヶ山	竹田 雪希
	津田南町	飯島 孝治郎
	名越	大良 正典
	津田南町	坂口 誠
	三ツ松	大西 拓磨
	大阪府羽曳野市はびきの4丁目	BOEURN DAROET
	大阪府羽曳野市はびきの4丁目	LOEMENG PHEARAK
	大阪府泉佐野市野出町	桑山 七海

送達する書類名 令和8年度国民健康保険料納入通知書

国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定に基づき、告示をした日から起算して7日を経過した時に書類の送達があったものとみなされます。